

三上参次における史学と思想

一 問題設定

本稿は、近代日本の代表的なアカデミズム国史学者・三上参次（一八六五〈慶応元年〉～一九三九〈昭和十四年〉）における史学と思想の在り方について、実証主義史学と国体論的ナショナリズムに着目して検証するものである。三上は、国史学創設期の重野安繹・久米邦武らに次ぐ世代にあたり、東京帝国大学国史科教授（一八九九～一九二六年）・史料編纂掛事務主任（一九〇五～一九一九年）として帝国日本における学知体系としての国史学を確立させ、退官後は臨時帝室編修官長・公刊明治天皇御紀編修長として『明治天皇紀』の編

池田 智文

纂を主宰した（一九二六～三三年）。その間、国語調査委員会・古社寺保存会・教科用図書調査委員会・維新史料編纂会・史蹟名勝天然紀念物調査会・神武天皇聖蹟調査委員会など、文部省・内務省・宮内省の各種委員会の要職を務め、貴族院議員・教学刷新評議会委員として国体論に基づく文教政策に関わり、広田弘毅内閣では文相候補に挙げられるなど、多くの実績を残している。また、史学史的には、主に江戸時代史の実証的研究を進める一方、井伊大老問題・南北朝正閏問題など、歴史認識問題が噴出する時期の国史学の中心人物として位置付けられる。しかし、これまでの研究において、彼の活動や思想について論究したものは少なく、それも『明治天皇紀』編纂事業など東大退官後の活

動に関するものが中心であり、近年、ようやく彼の学問形成期の活動について言及され始めている^①。

筆者は、本稿において、これまでに殆ど論究がなされていない明治期に時間軸を設定し、国史学者としての三上の史学と思想の在り方を二つの観点から明らかにしたい。それは、史学史の文脈では「純正史学」（実証主義）と「応用史学」（国体論・国民道徳論）の両立とされるものであり、三上に即して言えば、史料編纂掛で体得した実証主義史学と、国体論的ナショナリズムに根差した国民思想の涵養を企図するための国史の学知（史実・伝承）を援用した時評がそれにあたる。そして、明治期では、前者は一九一一年に起った井伊大老問題（一〇九月頃）・南北朝正閏問題（二〇七月）などでの国史学者としての立場性に、後者は日清・日露戦争期の談話・講演での歴史教育論にそれぞれ現れている。特に、後者については、史料編纂委員着任以前の学問形成期の論説に、既に同様の強い問題意識が見られることから、その思想性に一貫していたものと考えられる。

二 国史研究の意義と歴史教育論

本節では、史料編纂掛着任以前の三上における国史研究と国体論的ナショナリズムの関係を歴史教育論に着目して

検討する。三上は、東京大学文科大学和文学科在籍時（一八八五―八九年）から大学院進学（一八八九年）、文科大学助教授就任（一八九二年）の頃まで、国学系の雑誌『日本文学』『国文学』『皇典講究所講演』を中心に強い問題意識に立脚した論説を発表し続け、『日本文学史』『白河樂翁公と徳川時代』などを刊行している^②。和文学科在学中に『日本文学』に発表した論説「国史と愛国心」において、三上は「政事は眼前の史学にして、歴史は過去の政事学なり^③」と、歴史（学）の政治性を念頭に置きながら、文明開化以降の西洋偏重の動向を批判しつつ、ロシアの南下政策、パナマ運河の開鑿など欧米列強諸国のアジア進出という世界情勢の中で、「儒教の主義」や「大和魂」に代わる「精神の教育」^④「人心を支配すべき原則」の重要性を主唱し、その「精神の教育」を実現させるものとして国史研究の意義を論じている。

将来の艱難を免れんがためにハ、唯愛国心を盛にして之れに備ふるにあるのみ。（中略）但し余が所謂愛国心とは、通例西洋にいふ所の愛国心とは、大に異なる所あり、蓋し西洋各国に於ては、国家と君主とを混じて同一視するを忌む事甚し。（中略）独り我邦に在りてハ、天子は則チ日本、日本は則チ天子なりとの愛国心を養成せざるべからず、（中略）かゝる愛国心を涵養するに

ハ、我國の歴史を修めしむる事実には絶妙なる方便の一なるべし。国史を学びたる者ハ、必ず知るならん。我建国の体裁ハ、万世一系にして、宝祚の隆天壤と共に極りなく、人民ハ唯王室と盛衰存亡を共にすべきものなるを。(中略)歴史が愛国心を喚起するハ、人の普く知る所なれども、我邦の歴史が一種特別な感情を讀者に与ふるの事実ハ、蓋し国史に熟したる者にあらざれば知る能はざるなり。(中略)乞ふ普く国史の研究を奨励し、以て国民をして日本国に恋々たるの情を生ぜしめよ。^⑤

三上は、国史を学ぶことが、西洋各国と異なる日本独自の愛国心——「建国の体裁」＝「王室と国家」の同一性——を認識することに繋がるとし、国史研究の奨励を訴えている。それは、国史学習と国民の愛国心喚起を一体のものとして捉える国民教化的観点からの議論であり、これ以後の三上の歴史教育論に繋がる認識となっている。皇典講究所での講演「歴史紀年法」でも、「国体」観念＝「愛国の念」の涵養の点から歴史教科書での神武紀元の使用の重要性について、「我建国の由来する所、我が皇室の一系連聯たる事、我が国体の優美なる事、まだ我が国が、外国の凌辱を受けずして、生存し来りたる事等を思はしめて、自然と愛国の念を涵養し、精神が発揚する様に思はしめましよう、

故に学校の教科用歴史などは、特更にこの辺に注意したい事であります」と論じている。そして、この観点と対外的危機意識とが相俟って、愛国心を相対化する宗教性(キリスト教)への批判が導き出される。論説「国史と愛国心」では、ロシアのギリシア正教の日本への浸透について、ロシアの極東進出と合わせてその危険性を力説している。

凡そ精神を奪はれたるものハ、味方にして却て味方にあらず。永祿の昔一向宗の反乱に応じたりし三河武士の家康に於けるが如きハ、今の人ハ誰も知る処なり。況んや耶穌教の如きハ、(中略)人に仕へんよりハ寧ろ神に仕へよ、と教ふるものなり。(中略)今若し双頭の猛鷲翼を鼓し、経卷を口に啣みて東洋を瞰下せば、希臘教を奉ずる者の如きハ、將に之れを如何せんとするか。彼徒は恐らくハ日本国を忘るゝなるべし。(中略)余は希臘教の将来に於て、決して仏教に於けるが如き利益を見る能はず、只其の害の一方を見とすることを恐るゝなり。^⑦

また、この時期の三上のキリスト教批判は史論にも現れている。「ジェスイト宗派。即、天文年中に渡来せし耶穌教乃性質」では、イエズス会を「宗教を主とするを以て、一個人、一家一国等の観念を度外視せしめ、偏狭なる道理を墨守して、(中略)人心の団結不動を以て、教育の

主眼となす。(中略)唯タ宗教の爲めに、父母家國を忘れて、虚譽心のみを發生せしむるに至るべきものなれば、其性質の危嶮なる事を回想するに、今なほ皮膚粟を生ずるを覺ゆるなり」と、その一神教の信仰の危険性を強調している。続く論説「天文以後の耶蘇教」でも、重ねて「抑、宗教ハ、社会の必要物なり。然れども、其性質の如何によりては、また甚、有害のものたるべし。有志の士、希くは、既往を顧みて、以つて将来に虞る所あれ」と論じている。それゆえ、三上は教育勅語の効果を期待した。皇典講究所での講演「徳川氏刑政の一斑」では、「昨年以來法律ハ続々發布せられ、帝國議會もまた開けて、法律の方ハ益完全の域に達せんとす、徳教の方もまた數年前より人の議論に上り、識者の憂ふる所となりしが、遂に昨年の末に至り、かの教育に於ける勅語を、頒ち給ふ幸運に向へり、世人ハ此勅語を以て、學校に於ける教育に就ての勅語とのみ看做さず、一般の道德の大基礎と心得、宗教以外の宗教とも思惟して、道に進み行かば、庶幾くハまた徳教をして、法律と共に併進せしめ得んか」と、帝國憲法と「併進」する「道德の大基礎」Ⅱ「宗教以外の宗教」として教育勅語を意義づけている。

そして、この思想性は著書『日本文学史』『白河樂翁公と徳川時代』にも窺うことができる。三上が和文学科の同

輩高津敏三郎と著した『日本文学史』は、文学・国文学の概念規定に始まり、上代から江戸時代までの文学作品の特徴や表現方法などに論及するものである。そこでは文学の目的を、「人をして、高尚、優美、又、純潔なる、精神上的の快樂を、感ぜしむる間に、道德、宗教、真理、及び美術上の觀念を起さしめ、知らず識らず、大切な教訓を受けしめ、要用なる事實を知らしむる」ことに求め、文学史の意義を、「古來、人の智徳の進歩せし踪跡を探り、時代によりて、人間の思想、感情、想像に高下あるを知り、さて、之に應じて、其時代の人情、風俗、嗜好の類の如何なりしかを、察すれば、童に人をして、見聞を広くし、智識を増さしむるのミならず、之に鑑みて、其人の思想、感情、想像を高尚にし、其嗜好を優美にし、また野卑陋俗なる性情を脱し去りて、道德も之によりて明かに、政教もこれによりて進み、從ひて凡ての人間をして、漸く、此世に生活すといふ大目的なる、真正の幸福の存在せる方針に、向はしむることを得べし」と、国民の精神教育上に有用の歴史叙述たる点に見出している。また、本書では、「歴史、特に、文明史は、汎く政治。宗教學問。美術。人情。風俗等の變遷を攻究して、事實の原因結果を明かにし、以て、智識道德の發達を示すものなれば、文学史は、其一部分なること、固より言を待たず」と、新たな歴史叙述の形態である「文

明史」に着目しているが、その翌年に刊行された『白河樂翁公と徳川時代』は、三上がその「文明史」の歴史叙述を意識した史伝となっている。三上は本書の二つの目的を次のように述べている。

其一、予ハ之によりて、歴史に一の新体を創めんとす。即ち、我邦数千年の歴史を、一の大なる円柱と看做し、時代毎に之を攄び横断して、その截り口を示さんと希ふ。されば、偉人の伝記を截り口を中心とし、政治、法律、学問、宗教、人情、風俗等、その時代の社会のありさまの一斑を、之に繋けてしるさんとするなり。(中略) 其二、真日本人の養成せられんことを望む。截り口を中心として攄はるべきものハ、自ら非凡の人物なるべし。されば、之が伝記を読むものハ、感奮興起するところなくばあらず。英雄豪傑の伝記が、人物の養成に効あるは、いままた言を要せず。¹⁴⁾

すなわち、三上が「日本人の模範」「歴史の一時期を代表せしむるに足るべき偉人」の一人と評価する松平定信の史伝を著した目的は、「歴史に一の新体を創めんとす」(文明史＝偉人の伝記と時代・社会描写の接続)と「真日本人の養成せられんこと」(道徳的感化による教育効果)という、従来の歴史の道徳的効用(後者)を新たな形態の歴史叙述(前者)によって実践することにあつたとも言えるだろう。

さて、その後、三上が国史学の確立を進める一八九〇年代末から一九〇〇年代初頭、すなわち日清・日露戦争から韓国併合の時期、国史学は実質上国家の対外政策を学知によって補完する役割を果たしていた。¹⁵⁾ そのなかで、三上は史料編纂委員として『大日本史料』『大日本古文書』の編纂・刊行に尽力し、『史学雑誌』を中心に史料考証などの実証的論考を発表する一方、引き続き各種の著述・談話・講演を通して時評を論じている。

日清戦争の時期、三上は『國學院雑誌』に「歴史の教授に就きて某中学教師に与ふる書」を寄稿し、そのなかで、「このたびの征清事件に就きて歴史を受持つもの、心得」として、「今日我が帝国の陸海軍が、攻むれば必ず取り、戦へば必ず勝つといふ勢ひなるハ、もとより申すまでもなく天皇陛下の御稜威の盛んなるに由りまた陸海軍の精鋭なると国民一般に君を思ひ国を愛し敵愾心の非常に発揚せらるるに由る」¹⁶⁾と天皇の御稜威の下での日本軍の精鋭と国民の愛国心・敵愾心を称揚し、「今の征清の軍に従ふものハ其の年齢より推し考ふるに学校の教育を受けたるもの蓋し多数ならん其の他の従軍の人々もまたその父兄たるものも或ハ師に就き或ハ書に頼り或ハ軍談講釈の手段によりて或る形の歴史的智識を与へられたるものならん嗚呼今の敵愾心ハ決して輕跳浮躁のものに非ず」として、「軍備の充

実」と並ぶ「教育特に歴史の如き精神的教育の力」の意義を論じた。¹⁷そして、三上は日露戦争に際しても「歴史的智識——国史の学知（史実・伝承）に基づき「精神的教育」を企図した議論を展開する。特に、この時期の三上は、外山正一『藩閥の将来』（一八九九年）の書評において、「議論の仕方が大に我輩の賛成するところであるのである。我輩の意を強くするに足るのである」¹⁸、「歴史的に議論をする人も少ないが、歴史的事実を根拠として、近來か、る大議論をなしたる人は、学者でも政治家でも外に誰が有るやと問ひたいのである。（中略）歴史の凡ての時代を通じて、教育の盛んなる国は栄え、之を忽にぬする国は衰へる。是れは歴史の一原理ともいふてもよろしい」¹⁹と、国家における教育の意義とそれを立証する議論のあり方——「歴史的事実を根拠」とした「大議論」——に強く共鳴しており、日露戦争に際してはそれまで以上に積極的に教育の意義と「歴史的事実を根拠」とした議論を展開している。

日露開戦直後に出版された『十大家戦時大観』に、三上の談話「歴史より観たる国民の覚悟」が掲載されている。²⁰三上は、長期戦に向けての「我国民の忍耐力」と「日本の財力」を疑問視する内外の世論に対して、文永の役からの約四十年間の鎌倉幕府の国防政策を引き合いに出しながら、鎌倉武士と現実の国民の思想的連鎖——「祖先に恥ぢ

ざる程の愛国心と忍耐力」——にその答えを見出している。²¹同様の見解は、史学会編『弘安文禄征戦偉績』に寄せた論考「宏覚禪師蒙古降伏祈願文」においても、東巖慧安の願文を「実に当時我が国民が、如何に君国に忠実であつたか又如何にその敵愾心が発揚して居つた」かを示せる一例ではないか、「この文書中の字句は、一字一句肺肝より出たものなることは、一読して明かである殊に発願文及び回向文にならべたる文句の如きは、之を移して目下の日露戦争の場合に用ひても適當であらうと思はる、程である、転た今日の境遇の蒙古襲來の時のそれに似たるを感じるのである」²²と、元寇と日露戦争に通底する国民思想の連鎖を論じている。また、第二回時局学術講談会において、三上は、開戦からの新聞記事に掲載されている戦場の兵士の働きと、源平合戦・戦国時代の史話を結び付けるかたちで国史を貫く国民思想の連鎖を説き、歴史教育の意義を強調している。私の考へる所では今日の連戦連勝の好結果を奏するに就ては種々の理由がありませうけれども、教育の結果と云ふものが著るしく其中に現はれて居ると云ふことが出来る、其の教育の中には歴史の本体並に修身国語等の科目に引用せられ説明せられて居るところの歴史上の種子が余程与つて力のあることであると思ふのです、（中略）学校にての歴史教育を愈々盛んにしなけ

ればならぬと同じやうに今後社会的の歴史教育をも尚ほ一層注意しなければならぬ、(中略) 此戦勝後寄席とか芝居とか小説とか云ふものに向つて歴史教育を通俗的に普及するの必要があると云ふ意味を一般に持つて貰ひたい。⁽²⁴⁾

ここでは、学校教育だけでなく「社会的な歴史教育」の意義も説かれ、その素材として寄席・芝居・小説などの文学が挙げられている(その文学観は先の『日本文学史』で論じられていたように、国民の精神教育上の有効性に立脚していたと言えるだろう)。

講和条約締結後、『國學院雜誌』に全四回にわたる歴史家の連載談話「戦後に於ける歴史教育者の任務」(三上・白鳥庫吉・坪井九馬三・萩野由之)が掲載されている。そのなかで三上は、国史学者としての矜持について、「歴史を科学的に研究する目的は、固より千古不変であつて、戦前戦後といふが如きことには少しも関係しない一口に之を説明すれば、事実の真相を究め、原因結果を明かにするのが、唯一の目的であるから、歴史を研究する者は、この目的に向つて着々と歩を進めねばならぬ⁽²⁵⁾」と実証主義史学の立場性を示したうえで、「我が特有の国民的道義の観念」⁽²⁶⁾「忠君愛国を基としたる観念」の涵養のための歴史教育の重要性を論じている。

このように、日清・日露戦争の過程で三上は国史の学知を根柢としながら、戦意の高揚と歴史教育の重要性を論じ続けた。換言すれば、その営為自体が、三上においては国民(聴衆・読者)に対する広い意味での歴史教育であつたとも言えるだろう。そして、この後、三上は東大で「江戸時代史」を講ずる傍ら、「江戸時代に於ける尊王論の発達」の講義を行い(一九〇七年四月―一年五月)、「尊皇論に広義のものと狭義のもの」とあり。広義のは汎く国体を説明するものにして、狭義のは単に幕府より政権を皇室に回復すること即ち勤皇を意味す。さて、其後者の研究の価は極めて著るしく、(中略) 幕末外国船の渡来と共に相並びて大なる社会の原動力となり、遂に皇政復古の一大事件を惹起せり。(中略) 若し此事の容易に円滑に遂行せられざりしならば、今日の明治の盛世を見るを得たりしや否や頗る疑問なり。此の如く觀察すれば、旧幕時代に於ける尊皇論の研究は、之を精しくするの必要あるべく、(中略) 過去の事なるも、将来に於ても此精神は我國民の間に扶植し鼓吹せらるべきは尤なり」と、国体論に基づき、江戸時代を中心とする尊王論の展開を論じることとなる。⁽²⁷⁾ 一方、実証主義史学の方法論たる客観性・公平性――「事実の真相を究め、原因結果を明かにする」――に立脚する三上の議論は、彼自身も自覚していた。歴史の持つ政治性⁽²⁸⁾によって、国家権

力との摩擦を引き起こすこととなる。それが教科用図書調査委員会委員の立場での井伊大老問題（後述）と南北朝正閏問題であった。後者での彼の談話は『時事新報』や『太陽』に掲載され、実証主義史家の立場から南北朝並立論に立ちつつ、楠木正成ら南朝の忠臣の事蹟の道德への応用については積極的に勧めるという見解を表明している。²⁸その議論は、史学史・教育史の文脈においては「学問と教育の分離」として意義づけられているが、本稿の内容に即して言い換えれば、彼が日清・日露戦争を通して主唱し続けていた、「国史の学知を根拠とした国民思想の涵養」を、大逆事件に象徴される日露戦後の思想界の動揺のなかで再定立させようとするものであったと言えるだろう。そして、三上のこのような取り組みを通して、帝国日本における国史学の立場性——国体論との親和性——が確立することとなる。

三 江戸時代史・明治維新史への視座

本節では、三上の実証主義史学の性格について、これまでに論究がなされていない彼の江戸時代史研究の在り方から検討したい。追悼記事のなかで、「先生の意見に拠れば、国史国文を修むるものが、兎角古代に綿密にして、近世を

疎略にする傾向あるはよろしからず、（中略）自分は近世の歴史に興味を有するが、特に徳川幕府時代の歴史を研究するは、今日の急務なりと信ずると云はれて」と述べられているように、三上において江戸時代史研究は国史・国文の研究上での「今日の急務」と認識されていた。三上は大学院では「本邦の政治史、特に江戸時代に就いて」を研究題目とし、重野安繹・小中村清矩を指導教授としたが、特に内藤耻叟から多くを学んだという。²⁹この時期、三上は『江戸会誌』に論説「江戸会誌に望む」を寄せている。同会は、「徳川家三百年執政のときは、日本従前の文明の最も進歩発達したる時代なり、然るに維新の革命を経て社会百般の事皆変更し、制度、文学、風俗、美術の事多く破壊せられ、其の存するもの極めて稀なり、而して世人また多く之を知るなし、（中略）同志相謀りて力を戮せ、徳川家三百年の事跡を考究して其の益を享け延きて一般及び後世にも及ぼさんとす」との目的で創設され、積極的に江戸時代の史料蒐集（集会形式などでの聞き取り調査を含む）を進めようとしていた。三上は、この論説で、「余輩は実に徳川時代の諸般の事を研究せんとするに当り纏りたる書類なきに苦む今の天保以上に生れて博く群書を涉猟し且つ実地の経歴ある人にして之を存録しおかざらんには当に後世に伝ふべき事の数年を出でずして其儘に湮滅せん事疑ひなし江戸会の起る

もまた茲に見る所ありてなるべし余輩後進の徒多謝せずして可ならんや⁽³²⁾」と会の事業を史料論から評価しつつ、雑誌や集会が「奇品旧物の雑然として混同せる骨董舗」「老人の茶話会」などの好事家的なものにならないために、編集や史料の調査・整理に「科学的思想」を求めている（ここで言う科学的とは、「事物の原理原則を探索し、若くは、此原理原則を演繹すべき材料を探索する学問」（『日本文学史』⁽³³⁾）の意であろう）そして、その「科学的思想」の要望は次のような「取調」（史料調査）の「応用の途」を意識したものであった。

余は試に政事上に就て云はん夫れ民法其他諸種の法典編纂已に其稿を脱したりと聞けば其發布も近きにある事ならん民法などの正文の多くハ我国今日の人情風俗に拠るべきハ勿論なりさて今日の人情風俗ハ云ふまでもなく是れ江戸時代にありたりし人情風俗のおしうつりたるなり凡て事物の研究にハ理想的（また理論的）と歴史的（また徴証的）との二様の方法なるが政事上の問題などは多くハ歴史的方法を以て説明するをよろしとすされば向後法文の疑義を解釈するなどに江戸会

の取調を实地に応用する事も甚だ必要なるべし⁽³⁴⁾
すなわち、三上が言う「歴史的」研究の立場は、好事家的な興味関心ではなく、現実の民法典の編纂を例示しているように、江戸時代の事象を現代の諸問題を理解するため

の歴史的前提として位置づけ、同時にその事象の「政事上の問題」への「応用」をはかるなどの現実的関心に立脚していた（前掲の「今日の急務」はこの文脈で理解できるだろう）。言い換えれば、江戸時代と現代を「御一新」による断絶と捉えるのではなく、地続きの時空として連続性において認識しようとする歴史意識である。『白河楽翁公と徳川時代』でも、「世には著者と同じく、王政維新の前後に生れ、徳川時代の事といへバ、茫然として、前世界の如くに感ずる人少からず。されば此書も、是等の人に、其時代の一斑を想像せしむる便りとハなるべからん。かくして、幾分か我が近世史の興味を世の人に知らしめ、また日本人の一の模範として、楽翁公を慕ふことを知らしめば、著者の何か之に過ぎん⁽³⁵⁾」と、ともすれば「前世界」と感じる「徳川時代の事」を「日本人」という概念を根拠に連続性を持った時空として描き出すことを企図していた。

折しも、三上が国史の研究を始めた一八八〇年代末は、それまでの欧化の反動と帝国憲法・帝国議會に象徴される近代国家の確立の動きから国体論的ナショナリズムが台頭する一方、江戸時代への回顧が広がり始めた時期にあたる。そのなかで、好事家的な趣味関心とは次元を異にした、薩長藩閥を幕末維新史の主体とする歴史観に対抗するかたちで、政争に敗れた側を主体とする歴史観、すなわち、

江戸幕府の事蹟を公平な観点から再評価しようとする佐幕派史観や、旧藩関係を主体とする維新史観としての旧藩史観が形成されていった。⁽³⁶⁾ そうしたなか、三上の江戸時代史論は、実証主義の姿勢を堅持しつつも、彼自身が持つナシヨナリズムによって国体論的観点からの政治性を意識したものとなる。例えば、論説「徳川氏が皇室に奉対せし処置に就ての伝説を評す」では、「凡徳川氏が皇室に對し奉りての処置に就ては、其説常に両極端に奔るの憂あり、勤王佐幕といふ事ハ、今は早昔なれども、歴史上の議論に就てハ、尊王佐幕の両党尚依然として存在せり、即徳川最良の人々（かゝる人今日尚少からず）は、徳川氏ハ一意恭順を主とす、慶喜公が奇麗に大政を奉還せし跡を見る可しといひ、徳川氏を憎む人は、彼れ徹頭徹尾専横にして上を凌ぎしといふ」という史観の対立を、「我邦は支那西洋の諸国と違ひ、上に万世一系の皇室の在る有り、天子のみこそ統治の大権を握り給ふなれ、苟も天子以前に国権を掌握するものあれば、其事即ち悪しきなり、天子と執権者とは両立せず、執権家若し其家にて天下を治めんとせば、勢当に天子を抑へざるべからず、（中略）故に徳川氏も其天下を治めし間ハ、分明に皇室の罪人なり、慶喜公大政を奉還するに及んで、其罪始めて止みしのみ」と、国体論に基づく名分論的解釈によって決着づけている。⁽³⁷⁾ また、『白河樂翁公と

徳川時代』では、「尊号の紛議」（尊号一件）を論ずるなかで、同様の名分論的解釈を通して、「我国体にては、天子以外の人の、国権を握るを許さざる事、これにても明かならん。されば、尊号の一事につきてハ、皇室其意を遂げ給はざりしかど、王政維新の機は、既に早く、寛政の前後に兆せしなり」と、事件を「徳川時代の事」として完結させるのではなく、国体論を通してその意義を幕末維新史への射程のなかに位置づけている。⁽³⁸⁾

この後、三上が進める幕末維新史の研究は、版籍奉還の検証と井伊直弼の再評価によって、薩長藩閥との摩擦を引き起こすこととなる。筆者は、その背景として、三上の歴史意識に佐幕派史観・旧藩史観と通底する思想性が伏在していたのではないかと考えている。

日露開戦直前、三上は史学会の公開演説において「版籍奉還に関する一問題」を発表している。この論説は、伊藤博文の要望に應えるかたちで、姫路藩主酒井忠邦が薩長土肥四藩主に先立つて政府に版籍奉還を建議して受理されなかった事実を実証した経緯を述べたものである。その一連の調査は、「姫路藩から出た建白書の趣旨は、成程尤である、併しながら、姫路藩は御一新のとくに、一種込入つた事情からして、一旦朝敵の姿になつて、開城までしたのである、それ故有力なる大藩から見れば、何を小癩な、敗余

の癖に、天下の事は我々の大藩あるのみといふやうなものでは無かつたらふかと、後世には推測するものがあるに相違ない」とする「邪推」が存在するなかで、「若しこれで、御一新史中のこの大事件についての一問題を解決する事が出来るならば、歴史のためにはもとより、一には我々の旧藩主家のためでもあると存じ」と、明治維新の際に佐幕派の立場にあった旧藩（主）の名誉回復をも意識したものであった。そして、三上は二年後に編纂した『中等教科にほんれきし』に、この事実を「諸侯は、なほ旧のまゝに分立して、その土地人民を私有せるにより、統一の政治を行ふこと能はず。（中略）姫路藩主酒井忠邦、まづ之に就いて、建言するところあり。大久保利通、木戸孝允等、最も之を憂ひ、各々、その藩主に説きたり。是に於て、明治二年、薩長土肥の四藩主、率先して、土地人民を奉還せんことを乞ひ、やがて他の諸藩主、また多く之に倣ひき」と記載している。

この版籍奉還に関する史料調査は、結果的に薩長藩閥を維新史の主体とする歴史観を相対化したことになるが、その相対化は、日露戦争に際して国民の愛国心・敵愾心・精神教育を主唱するなかで、賊軍として歴史の表舞台から消えていた人々を「国民」（「五千万の国民」）として呼び起こすものともなった。三上は、日露戦争中に刊行された、旧

会津藩士・北原雅長の著書『七年史』に序文を寄せている。同書は、松平容保の京都守護職就任（一八六二年）以降の七年間の会津藩の動向を中心とする幕末史叙述であり、「癸丑甲寅の歳より以来国事に奔走せし者孰か勤王の士ならざらん唯佐幕勤王と排幕勤王との差違あるのみ。我邦維新史の多くは排幕勤王家の手に成れるを以て事の真相を得ざるもの少なからず」（旧会津藩士・山川健次郎の「序文」とあるように、「排幕勤王家」（＝薩長藩閥）によつて描かれた維新史に対し、旧会津藩の冤罪を雪ぎ、佐幕派の勤王心を実証しようとするものであった。三上は、序文で同書の学術的価値と現実の日露戦争との思想的関係を次のように述べている。

会桑等の諸藩の、順逆の大節を過り、賊軍の汚名を負ふに至りしは実に悲むべし。然れども、是れまた、忠勇の志、敵愾の気の発動せしなり。たゞ時代の制度可ならざりしを以て、惜い哉、一意幕府に尽すを以て、人臣の能事畢れりと思惟し、志気の発動するところ、その宜しきに適せざりしに由るのみ。（中略）王政維新は非常の事なり。非常の時に当り非常の断をなさず、遂に汚名を蒙るに至りしは惜むべしとはいへ、また最も憫むべく、最も諒とすべしと為す。今や遼東の野に、奥羽の貔貅もまた、連りに我皇の威武を輝かす

を見る。是れ当年諸藩をして、王師に抗せしめたりし志気の、発動の宜しきを得たるに外ならずして、当年の事は即ち実に時代の制度の罪なるを思はしむる所以なり。この著、この盛事の日に、会藩敗残の一士人によりて公にせらるゝは、感激殊に深し。豈啻に、史学の上に貢献するところの多かるべきのみならんや、また以て、日本国民の志気を涵養するに於て裨補するところ少からざらんとするなり。

三上は、幕末政治史における会津藩の時宜の判断を誤った「志気の発動」に憐憫の情を示しつつ、現実の戦争での東北諸藩（奥羽越列藩同盟）出身の兵士の活躍を時宜に適った「志気の発動」として、「日本国民の志気の涵養」という全体像の中に位置づけている。これは、北原が企図した旧会津藩の名誉回復を援護するものであり、薩長藩閥を維新史の主体とする歴史観を相対化するものでもあった。そして、その薩長中心史観の当否が政治的な問題となったものが横浜開港五十年祭での井伊直弼銅像問題（一九〇九年）であった。⁽⁴⁵⁾ 同問題をきっかけに井上馨を総裁とする維新史料編纂会が設立され（一九一二年）、三上は委員に名を連ねることとなるが、この間、三上は自身が編纂に携わった歴史教科書の井伊に関する公平な記述（「大老井伊直弼時勢の已むを得ざるを察し、勅許を俟つ暇あらずして条約に調印せり」）を

山県有朋の関係者から「不法干渉」⁽⁴⁶⁾ されている。これらの事情について、『大阪毎日新聞』（一九一一年五月三日）は「史料編纂会の正体」と題し、「日本歴史専門の某大学教授」の話を次のように報じている。

元来此の編纂会は先年文部省で、小学教科書を編輯する時に委員（三十一引用者・以下同）等が比較的公平に維新当時の事情を記述した、即ち藩（版）籍奉還の如きも薩長土肥に先だち、姫路藩其他が率先して申出でたやうに記述し、又幕末の事情、井伊大老の事績等をも公平に記述して、薩長の為のみを計らなかつたソコで委員の一人たる長州（土佐）出身の古澤滋氏は之に反対し、荐に兎や角言つたが、委員の多数は夫れに従はなかつたので、古澤氏は諸君が斯んな事を、多数決で定めるなら我輩においても亦諸君の議論を覆へすだけの考へがあると厭味を言つて、直ぐに親分の山県（有朋）公、井上（馨）侯を説付けると、井上侯の如きは「乃公の眼の黒い間にさへそんな事を言ふ様では、我々の死んだ後ではどんな事を言ふやら分らん」と少からず憂慮の体であつた、其結果として現はれたのが例の彰明会で、此彰明会が一転して今回の史料編纂会となつたのだ。⁽⁴⁶⁾

同会の発足は、前述の三上による姫路藩の版籍奉還の実

証や井伊の評価をその遠因としていた。しかも、三上は当該の国定歴史教科書の調査委員の立場にあった。この時期の三上について、『明治時代の歴史学界』に付された石川松太郎「三上参次先生と談旧会」は次のようなエピソードを伝えている。⁽⁴⁷⁾

昭和十四年五月、お亡くなりになる直前、床のなかで先生はうつらうつらとされながら「蓑を着た連中が、槍を持って自分を刺しに来る。」とつぶやかれた。／先生はお若いとき、「桜田門外の勇士、必ずしも忠臣ならず」と題する論文を発表された。幕末期における井伊直弼の事跡を検討して、その歴史的評価の見直しを求めたものであるが、これが山県有朋とかれに連なる人びとの憤激を買った。井伊直弼こそは安政の大獄を断行して、山県らの恩師である吉田松陰を斬に処した俱に天を戴くことのできない仇敵である。その直弼を再評価せよとは、なにごとだ。明治維新の偉業を、なんと心得る。三上のような人物が東大の教官中にいるとは大問題、「即刻、頸を切れ」と、当時の総長浜尾新にせまった。浜尾が断固としてはねつけたので深刻な問題にはならず済んだものの、先生は、のちのちまで直接・間接の圧力を被らねばならなかった。そしてその苦しいご体験が、死の床でのうわごとになら

れた、というのである。

ここに述べられている論文「桜田門外の勇士、必ずしも忠臣ならず」は詳細が不明であるが、濱尾新の総長在任期間（一九〇五年二月～二年八月）に三上は史学会の例会（一九一一年九月三〇日）で「近時の井伊大老問題に就て」を発表しており、同一の可能性が高い。ただし、この内容は時宜を慮ってか活字になっておらず、『史学雑誌』の彙報欄に記事のみが次のように掲載されている。

先づ博士は必ずしも大老の擁護者たらず、しか思はれしは国定教科書撰定当時一委員と一二意見を同うせざりしものありしより誤解せられしなりとて博士が大老に対する態度は最も公平なるを言明せられたり。而して当時未だ朝廷に於て攘夷論盛んならざりしと云へる説に對しては、また大老を目して大愚者なりとする説に對しても同じく史実を解釈してその愚者ならざしものを明らかにせられかの横浜に於ける井伊大老銅像事件に就て博士が何等かの関係ある如く云ふものと雖も、博士は当初より銅像事件に關しては何等知る所にあらずと述べられたり、而して最後に史実を研究する者は宜しく半面のみを窺ひて満足することなく各方面よりこれを觀察攻究して一些事といふも忽せにすべきにあらずと結ばれて降壇せられし⁽⁴⁸⁾

ここからは、三上が実証主義の立場から井伊の事蹟に対して公平な見解を提示していたこと、及び三上が銅像問題への関与を疑われていたことが窺える。三上の回顧によれば、同時期に靖国神社で「桜田の十七烈士の慰霊会・弔慰会」が開かれており、演説中に、「実はこうこうこういう問題だ、教科書問題で喧しくいわれているのはこういうことだ、靖国神社で弔慰会を開くがために、天下の人が一人でも井伊掃部頭を悪くいうことは間違いだぞ」との主旨の発言をしたことが維新史料編纂会で問題となったという⁴⁹。そして、この時期、三上が南北朝正閏問題の渦中にあったことは前述のとおりである。

四 小括

明治期の三上は、史料編纂掛で体得した実証主義史学と、国体論的ナショナリズムに根差した国民思想の涵養を企図するための国史の学知（史実・伝承）を援用した時評を通して、国史学の中心的人物としての役割を担っていた。三上は、前者の江戸時代史研究では、版籍奉還の検証や井伊大老問題への言及といつかたちで藩閥政府との摩擦を引き起こすに至ったが、後者の社会的活動を通して帝国日本における国史学の立場性——実証主義史学と国体論の親和性

——を確立していった。そして、この後の三上の経歴を見通した場合、史学と思想との関係性が合致したものが、後に『尊王論発達史』として刊行される一連の講義であったと言えるだろう。それゆえ、今後は、本稿で検討した三上の史学と思想を、東大退官後の『明治天皇紀』編纂事業や昭和天皇への「御進講」などに関する先行研究と接続させていかなければならない。また、三上のアカデミズム国史学での位置付けについても、黒板勝美・辻善之助・平泉澄との思想的関係や、その国体論の比較など課題は山積している。これらについては稿を改めて検討していきたい。

注

(1) この理由の一つには、三上の全集が刊行されていないことが挙げられるだろう。雑誌に掲載されている論説は多岐に亘るものの、主要著書は彼が史料編纂掛委員に着任する以前の『日本文学史』上下（高津敏三郎と共著、金港堂、一八九〇年）、『白河楽翁公と徳川時代』（吉川半七、九一年）と、彼の意思により生前に刊行されなかった講義録『尊王論発達史』（富山房、一九四一年）、『江戸時代史』上下（富山房、一九四三・四四年）、『国史概説』（富山房、一九四三年）などに限られており、業績の全貌や思想性を把握しにくい。三上の業績・経歴などについては、

その死後、『史学雑誌』第五〇編第七号（一九三九年七月）、『國學院雑誌』第四五卷第七号（一九三九年七月）に門下生による追悼記事が掲載されている。また、三上からの聞き取りの記録（一九三六年九月～三十九年九月、全一九回）が『日本歴史』第三九〇号（一九八〇年十一月）～第四一一号（八二年八月）に掲載され、三上参次『明治時代の歴史学界——三上参次懷旧談』（吉川弘文館、一九九一年）として刊行されており、その史料価値は高い。しかし、戦後の史学史研究において、三上の業績は「シリーズ・近代史学を作った人々——三上参次（座談）」（『歴史教育研究』第一三三号、一九五九年）や、昭和期の三上の諸活動に論究した柴田紳一「三上参次博士逸事考」（『國學院大學日本文化研究所紀要』第七六輯、一九九五年九月）などで論じられるに止まっていた。二〇〇〇年代に入り、南北朝正閏問題での三上に論究した拙稿「南北朝正閏問題」再考——近代「国史学」の思想的問題として」（『日本史研究』五二八号、二〇〇六年八月）、廣木尚「南北朝正閏問題と歴史学の展開」（『歴史評論』七四〇号、二〇一一年一二月）や、東大退官後の『明治天皇紀』編纂事業に関する堀口修「『公刊明治天皇御紀』の編修について——特に編纂長三上参次の時期を中心として」（上・下『大倉山論集』第五四・五五輯、二〇〇七年四・五月）が発表された。また翻刻史料として、高橋勝浩「資料翻刻 宮内庁書

陵部所蔵三上参次『御進講案』（『國學院大學日本文化研究所紀要』九二～九六輯（二〇〇三～〇五年）がある。近年、三上の学問形成期に関して、齊藤智朗「國學院設立期の国学者——皇典講究所講師時代における三上参次の業績・活動を中心に」（『國學院大學伝統文化リサーチセンター研究紀要』第一号、二〇〇九年三月）が発表され、堀口修「三上参次」（『近現代日本人物史料情報辞典四』吉川弘文館、二〇一一年）には、業績・参考文献・一次史料の所蔵状態など、三上に関する基本情報がまとめられている。二〇一九年に入り、三上の出身地姫路市船津町で顕彰運動が起こり、また東京大学史料編纂所のHPで三上の史料目録が公開されるなど、三上に着目する動きが進んでいる。

(2) 『日本文学』『国文学』『皇典講究所講演』における三上の論説の所在については、藤田大誠・上西亘「『日本文学』『国文学』『皇典講究所講演』総目録」（『國學院大學伝統文化リサーチセンター研究紀要』第一号、二〇〇九年三月）を参照。

(3) 三上参次「国史と愛国心と」（『日本文学』四、一八八八年一二月）一四頁。

(4) 同前、一七一～一八頁。

(5) 同前、一九一～二〇頁。

(6) 三上参次「歴史紀年法」（『皇典講究所講演』一九、一八八九年一月）六三頁。

- (7) 前掲三上「国史と愛国心と」一八頁。
- (8) 三上参次「ジェスイト宗派。即、天文年中に渡来せし耶蘇教乃性質」(『日本文学』第一五、一八八九年一月) 二三—二四頁。
- (9) 三上参次「天文以後の耶蘇教」(『日本文学』一六、一八八九年一月) 一七頁。
- (10) 三上参次「徳川氏刑政の一斑」(『皇典講究所講演』四八、一八九一年一月) 四二—四三頁。
- (11) 三上・高津、前掲『日本文学史』上巻、二三—二四頁。
- (12) 同前、五頁。
- (13) 同前、一—二頁。
- (14) 前掲三上『白河樂翁公と徳川時代』頁数記載なし。
- (15) この問題については、これまで史学会編『弘安文祿征戦偉績』(一九〇五年)や喜田貞吉『韓国併合と国史』(一九一〇年)、『歴史地理』臨時増刊朝鮮号(一九一〇年)などの著述に注目されてきたが、実証的な研究成果は発表されていない。さしあたって本稿では、川添昭二『蒙古襲来研究史論』(雄山閣出版、一九七七年)、李成市『韓国併合』と古代日朝関係史(『思想』一〇二九号、二〇一〇年一月)などを参照した。
- (16) 三上参次「歴史の教授に就きて某中学教師に与ふる書」(『國學院雑誌』第五号、一八九五年三月) 一頁。
- (17) 同前、四頁。
- (18) 三上参次「外山博士の「藩閥の将来」を読む」(『史学雑誌』第一一編第二号、一九〇〇年二月) 一一〇頁。
- (19) 同前、一—三頁。
- (20) 三上参次「歴史より観たる国民の覚悟」(『十大家戦時大観』郁文舎、一九〇四年)。この談話は、三上によれば開戦前に実業家・貴族院議員の集会でなされた談話と帝国海事協会での演説の内容を修正したものであるという(二七—二八頁)。
- (21) 同前、二九—三〇頁。
- (22) 史学会編『弘安文祿征戦偉績』(富山房、一九〇五年) 三九—四〇頁。
- (23) 同前、四—四二頁。
- (24) 三上参次「時局と歴史教育」(『太陽』第一〇巻第一六号、一九〇四年二月) 九五—九六頁。同講演は、『史学雑誌』第一五編第七号(一九〇四年七月)の彙報欄にも雑誌「日本」の記事が転載されている。
- (25) 三上参次「戦後に於ける歴史教育者の任務(談話)」(『國學院雑誌』第一一卷第一〇号、一九〇五年一〇月) 二頁。
- (26) 同前、四頁。
- (27) 前掲三上『尊王論発達史』、一頁。
- (28) 前掲拙稿「南北朝正閏問題」再考。
- (29) 田辺勝哉「故三上先生を憶ふ」(前掲『國學院雑誌』

第四五巻第七号) 八九頁。

(30) 前掲三上『明治時代の歴史学界』四二頁。また三上は和文学科在学中の回顧のなかで、「内藤先生が我が国歴史上の大きな事件を大掴みに講義され、その後に先生が『徳川十五代史』を書かれましたが、その省略のようなものを教場で講義された。(中略) 私が江戸時代の歴史を主としてやったのは内藤先生の感化なんです」(三七頁)とも述べている。三上の学問形成を考える上では、内藤らとの思想的関係(例えばキリスト教批判など)を検討して、くことも必要であろう。

(31) 「江戸会誌の首に」(『江戸会誌』第一冊第一号、一八八九年八月) 一一三頁。

(32) 三上参次「江戸会誌に望む」(『江戸会誌』第一冊第一号) 二五―二六頁。

(33) 前掲三上・高津『日本文学史』上巻、一二頁。

(34) 前掲三上「江戸会誌に望む」二六―二七頁。

(35) 前掲三上『白河楽翁公と徳川時代』四頁。

(36) これらの史観や維新史料編纂会(後述)などの明治維新観の問題については、大久保利謙「王政復古史観と旧藩史観・藩閥史観」(一九五九年初出、『大久保利謙歴史著作集七 日本近代史学の成立』吉川弘文館、一九八八年)、田中彰『明治維新観の研究』(北海道大学図書刊行会、一九八七年)を参照。

(37) 三上参次「徳川氏が皇室に奉対せし処置に就ての伝説を評す」(『史学会雑誌』第一七号、一八九一年四月) 二二―二三頁。

(38) 前掲三上『白河楽翁公と徳川時代』一一四頁。

(39) 三上参次「版籍奉還に関する一問題」(一九〇四年二月二日史学会公開演説、『史学雑誌』第一五編第六号、一九〇四年六月) 一八頁。

(40) 同前、三一五頁。

(41) 三上参次編『中等教科にほんれきし』下巻(大日本圖書、一九〇六年) 一六九―一七〇頁。

(42) 北原雅長『七年史』上巻(啓成社、一九〇四年) 一一二頁。

(43) 北原雅長『七年史』下巻(啓成社、一九〇四年) 五一―六頁。後年、三上はこの序文などに関連して、「当時我輩は明治維新の際の事には、人々の感情彼此尚融和せざるものあることを、今更の如くに感じたのである。しかも我輩とても、備前藩士が我が郷里なる姫路城下に殺到したとき、姫路藩士がこれと一兵も交へずして開城したといふ故老の談話を聴いて、幼少ながら其の腑甲斐ないのを痛憤したものである。それが右の序文に述べたやうなことを書くに至つたのである。歲月の隔たりゆくは感情を冷却するものである。そこに正しい判断を求むることが出来る」と回顧している(三上参次「序」、史学会編『明治維新史研究』

富山房、一九二九年、二頁）。また、蜷川新『維新前後の政争と小栗上野の死』（一九二八年）の感想を記した三上の書簡には、「弱者のため、埋もれたる者のため、此の義侠的の書を公にせられ候は、痛快と可申、上野介父子の主従の霊も、必定九泉下に莞爾たるものあるべしと存候」（蜷川新『続 維新前後の政争と小栗上野』日本書院、一九三一年、三一六頁）とある。これらのことから、三上の歴史意識には、幕末維新史の政争に敗れた弱者に共感を持つという意味での佐幕派史観・旧藩史観に通ずる思想性が伏在していたと思われる。

（フートルダム女学院中学高等学校教諭）

に必死の勢ひであつた、故に当局者としては已むを得ず国家の為に条約を締結せなければならぬ、さうして一死以て違勅の罪を謝し奉つたならば、其当時の反対家もさまでこの処置に対しては非難をしなかつたであらうと思ふ」（三上参次「江戸幕府の有せし外国知識（特に松平定信に就いて）」『史学雑誌』第二五編第八号、一九一四年八月、五頁）と述べており、先の講演の内容の一端を推測させる。

（44）井伊直弼銅像問題については、佐藤能丸「井伊直弼銅像問題」（『同志社法学』五九卷二号、二〇〇七年）を参照。

（45）前掲三上『明治時代の歴史学』二二五―二二七頁。

（46）明治編年史編纂会編『新聞集成明治編年史 第一四巻 日韓合邦期』（財政経済学会、一九三六年）四一―三頁。

（47）石川松太郎「三上参次先生と談旧会（追記）」（前掲『明治時代の歴史学』）二四三―二四四頁。

（48）三上参次「近時の井伊大老問題に就て」（一九一一年九月三〇日史学会例会、『史学雑誌』第二二編第一〇号、一九一一年一〇月）一一〇頁。

（49）前掲三上『明治時代の歴史学』二一六頁。この三年後、三上は史学会公開講演「江戸幕府の有せし外国知識」（一九一四年四月一日）のなかで、「此の時の条約調印は実